



2014 No.542

4・5月号

社会保険 ながさき

SOCIAL CUSTOMS NAGASAKI

一般財団法人長崎県社会保険協会 長崎県長崎市松山町4番52号 TEL (095) 844-7120 <http://www.shaho-nagasaki.or.jp/>



雲仙の春

SCN健康文化センター「写真教室」大西 義治

Contents

日本年金機構 年金事務所

- 健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届の留意点 … 2
- 職場における社会保険の身近な相談役
年金委員・健康保険委員の推薦をお願いします … 3
- 各年金事務所における年金相談予約制のお知らせ … 3

全国健康保険協会 長崎支部

- 被扶養者資格の再確認にご協力ください … 4
- 協会けんぽ長崎支部介護保険料率変更のご案内 … 5
- 70～74歳の方の一部負担金が段階的に見直されます … 5
(平成26年4月から)

一般財団法人長崎県社会保険協会

- 薬草ハイキングのご案内 … 6
- 初任者・社会保険事務講習会 … 6
- 平成26年度の事業計画及び予算案が承認されました … 7
- 健康相談室 … 7
- 温泉で心も体もリフレッシュ! … 7
- 平成26年度社会保険協会費納入のお願い … 7
- 社保川柳 … 8
- 出張年金相談所開設のお知らせ (26/5・6月) … 8

回 覧

1

2

3

4

5

6

7

8

9

10

事業所内で回覧をお願いします。

健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届の留意点

資格取得時の報酬月額の記事上のお願い

被保険者の資格を取得したときに提出していただく資格取得届は、実際に給与を支給する前に届出をしていただくため、**報酬月額の欄には見込み額を記入していただくこととなります。**標準報酬月額の対象となる**報酬とは、被保険者が労働の対価として受けるすべてのもの**をいいます。賃金、給料、手当などの名称を問わず通貨で支払われるもの、および現物で支給されるもの（食事、住宅など）が対象となります。

ただし、臨時に受けるものや年3回以下の賞与などは含みません。（年3回以下の賞与などは、標準賞与額の対象です。）

	報酬月額の対象となるもの	報酬月額の対象とならないもの
通貨	基本給（月給、日給、時間給など）、残業手当、通勤手当、住宅手当、家族手当、役職手当、皆勤手当、賞与（年4回以上のもの）	賞与（年3回以下のもの）、大入袋、見舞金、解雇予告手当、退職金、出張旅費、仕事上の交際費、慶弔費など
現物	食事、社宅・寮、被服（勤務服でないもの）、自社製品、通勤定期券（月額相当分金額）	制服、作業着、見舞品、生産施設の一部である住居など

資格取得届には基礎年金番号をご記入ください

「健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届」提出の際には、年金手帳をご確認のうえ忘れずにご記入ください。年金手帳を紛失したため確認できない場合は、「健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届」とあわせて「年金手帳再交付申請書」をご提出ください。

「健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届」は、資格取得日から**5日以内**に提出してください。

知っておきたい 適用関係届等の Q&A

Q 新入社員はいつから健康保険・厚生年金保険の被保険者になりますか？

A 新入社員は、入社日など事実上の使用関係に入った日が、被保険者の資格取得年月日となります。「事実上の使用関係に入った日」とは、報酬が発生する日をさします。例えば、4月1日に採用され、4月10日に勤務を始めた場合は、給与・賃金の支払関係により資格取得年月日が決められます。

- | | | | |
|---|--------------------|---|---------------|
| 例 | ① 1か月の給料が支払われる場合 | → | 資格取得年月日は4月 1日 |
| | ② 日割り計算で給料が支払われる場合 | → | 資格取得年月日は4月10日 |



事業主の皆様へ

日本年金機構では、事務の効率化を図るため、健康保険・厚生年金保険適用関係届の審査入力処理を事務センターで集中して行っています。資格取得届、資格喪失届等「健康保険・厚生年金保険適用関係届」を提出していただく場合には、事務センターへ直接送付していただきますようお願いいたします。

送付先

〒850-8532 長崎市興善町6-5 興善町イーストビル
長崎事務センター 管理・厚生年金適用グループ あて

職場における社会保険の身近な相談役

年金委員・健康保険委員の推薦をお願いします

年金委員・健康保険委員とは

年金事業及び健康保険事業の推進を図るため、職場における年金事務所・協会けんぽと従業員のパイプ役として、事業の広報、身近な相談役などの役割をお願いしています。

年金委員・健康保険委員に委嘱されると

- 年金委員は「厚生労働大臣」から、健康保険委員は「全国健康保険協会長崎支部長」から委嘱状などが交付されます。
- 年金事務所・協会けんぽでは年に2回程度「研修会」を開催し、情報提供を行っています。
- 制度の改正などの情報がホームページや郵送などで提供されます。

年金委員・健康保険委員の推薦をお願いします

年金委員・健康保険委員の活動内容などをご理解いただき、ぜひ年金委員・健康保険委員の推薦をお願いします。

なお、すでに年金委員・健康保険委員の委嘱がされている事業所も、複数の年金委員・健康保険委員の委嘱ができますので推薦の検討をお願いします。

事業所

- 社会保険制度の周知・啓発
- 社会保険事業への協力
- 年金相談・健康相談
- 健康づくりの推進

年金委員 健康保険委員

年金事務所 協会けんぽ

- 社会保険制度の周知・啓発
- 社会保険事業の推進
- 社会保険相談事業
- 保健事業

	推薦書の提出先	推薦書の用紙
年金委員	管轄の年金事業所	管轄の年金事務所に請求いただくか、日本年金機構のホームページからダウンロードしてください。
健康保険委員	協会けんぽ	協会けんぽに請求いただくか、協会けんぽのホームページからダウンロードしてください。

※人事異動などで年金委員・健康保険委員を変更される場合は、「推薦書」及び「辞退届」の提出をお願いします。

各年金事務所における年金相談予約制のお知らせ

長崎南、長崎北、佐世保、諫早の各年金事務所では、予約制による年金相談を実施しておりますので、ぜひご利用ください。

■ 予約相談受付内容

年金請求のお手続き、離婚分割、その他

■ 予約申し込み方法

年金相談のご予約は、相談希望日1カ月前から前日まで、お電話又は年金相談窓口でお受けいたしております。また、ご予約を受け付ける際には、『基礎年金番号』『相談者氏名』『電話番号』、『相談内容』等について確認させていただきます。

■ 予約申し込み電話番号 ※電話の受付時間は平日8:30～17:00です。(土・日・祝日、12月29～1月3日を除く)

◆ 長崎南年金事務所 ☎ 095-825-8707 (お客様相談室)	◆ 長崎北年金事務所 ☎ 095-861-1387 (お客様相談室)	◆ 佐世保年金事務所 ☎ 0956-34-1145 (お客様相談室)	◆ 諫早年金事務所 ☎ 0957-25-1663 (お客様相談室)
--	--	--	---

年金相談にお越しの際は、年金手帳(基礎年金番号通知書)、年金証書、振込通知書などの他、相談者ご本人であることを確認できるものをご持参の上、予約時間までにお越しいただき総合相談窓口にお申し出ください。なお、代理の方がご相談に来られる際には、委任状が必要となります。

※予約状況により、ご希望の日時を調整させていただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。

※ご都合により来所できない場合は、事前にご連絡をお願いします。



被扶養者資格の再確認にご協力ください

今年も、健康保険の被扶養者となっている方が現在もその条件に該当するかを5月から7月の間に確認させていただきます。ご多忙中恐れ入りますが皆様のご協力をお願いいたします。

なぜ確認が必要なのか？

高齢者の医療費は、税金、本人負担によるほか、協会けんぽ、健保組合、国民健康保険等の医療保険制度から拠出することになりますが、こうした協会けんぽなどからの支援金等（皆さまが納められた保険料によるものです）は、原則として各々の制度の加入者（被保険者及び被扶養者）の人数に応じて算出されます。そのため、本来、健康保険の被扶養者から削除しなければならない方が届出を行っていないと、その被扶養者分についても協会けんぽの支援金等の額に追加され、皆さまの保険料負担も増えることになります。

参考

平成 25 年度の扶養者資格の再確認事業により、協会けんぽ全体で、約 7 万人の方が扶養者から除かれ、支援金負担軽減効果額は約 32 億円程度が見込まれています。

被扶養者でなくなった日っていつ？

扶養者の削除日については、以下をご参照ください。



扶
養
家
族
の
方
が

就職された場合

就職年月日

(例) 扶養家族が 5 月 1 日より就職

5 月 1 日削除

お亡くなりになった場合

死亡日の翌日

(例) 扶養家族が 5 月 1 日に死亡

5 月 2 日削除

被保険者ご本人と離婚された場合

離婚日

(例) 配偶者と 5 月 1 日に離婚

5 月 1 日削除

年金受給を開始された場合

年金の支払いを受けた日

(例) 4 月 15 日に 2 月分・3 月分の
年金の支払いを受けた

4 月 15 日削除

※年金とその他の年収を合わせて 180 万円（月額 15 万円）未満の時は扶養から削除する必要はありません。

失業給付、傷病手当金を受給された場合

給付の支給対象となった日

(例) 4 月 10 日～4 月 30 日分の
支給を 5 月 10 日に受けた

4 月 10 日削除

※受給日額が 3,612 円（60 歳以上または障害年金該当者の方は 5,000 円）未満の時は扶養から削除する必要はありません。

後期高齢者医療に加入された場合

後期高齢者医療に加入した日

(例) 扶養家族が 5 月 1 日に 75 歳になった

5 月 1 日削除

協会けんぽ長崎支部介護保険料率変更のご案内

協会けんぽの介護保険料率については、介護給付費の増加に伴い、協会けんぽが負担しなければならない平成26年度の介護納付金額が700億円程度不足が見込まれるため、本年3月分（4月納付分）より引上げをお願いせざるを得なくなりました。

加入者・事業主の皆様にはこのようなご負担につきまして何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

なお、健康保険料率については据え置きとなり、変更はございません。

平成26年3月分(4月納付分)以降

健康保険料率

10.06% → **据え置き**

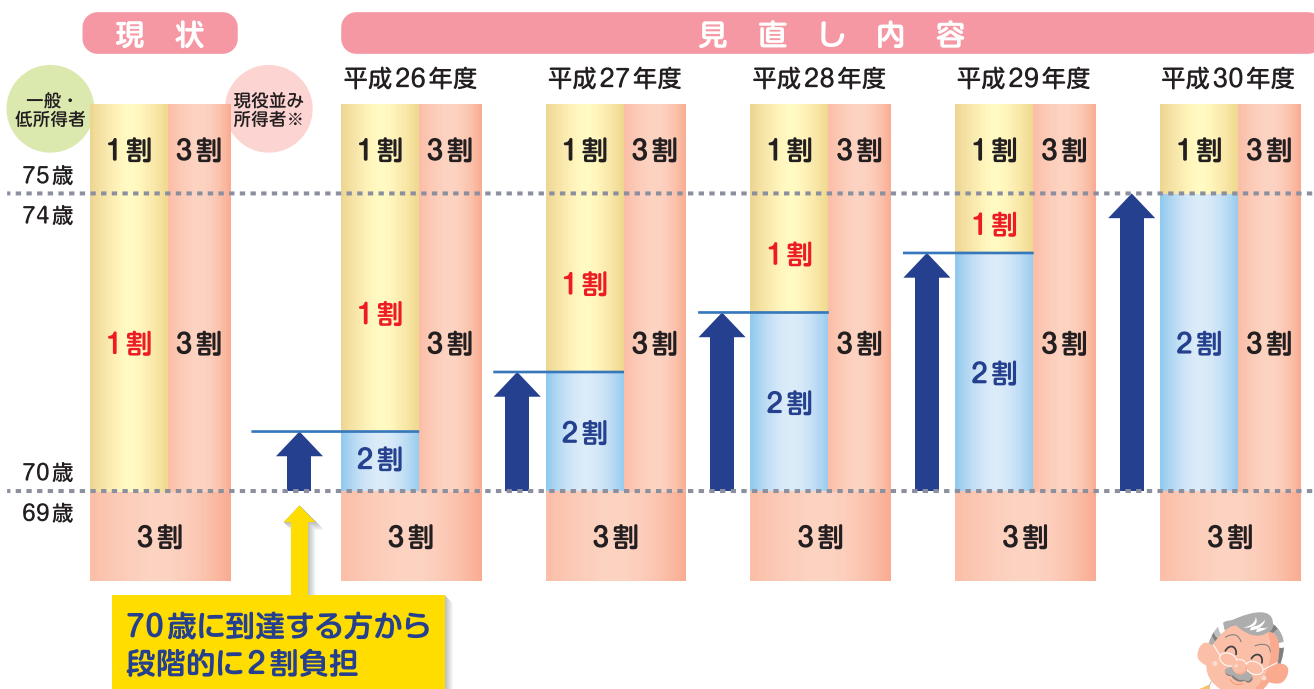
介護保険料率

1.55% → **1.72%**

70～74歳の方の一部負担金が段階的に見直されます(平成26年4月から)

70歳から74歳までの被保険者・被扶養者の方が窓口で支払う一部負担金は、平成20年度以降、軽減特例措置により1割となっておりますが、平成26年4月1日以降は、以下ようになります。

- ◆平成26年4月1日以降に70歳になる被保険者等（誕生日が昭和19年4月2日以降の方）については、70歳になる日の翌月以後の診療分から、療養に係る一部負担金等の割合が2割になります。
- ◆平成26年3月31日以前に70歳になった被保険者等（誕生日が昭和14年4月2日から昭和19年4月1日までの方）については、引き続き一部負担金等の軽減特例措置の対象となるため、平成26年4月1日以降の療養に係る一部負担金等の割合は1割のままです。



※現役並み所得者… 標準報酬月額28万円以上の70歳以上の被保険者及びその被扶養者（70歳以上の被保険者と被扶養者の収入の合計額が520万円未満、70歳以上の方が被保険者1人の場合は383万円未満の場合は除く）



薬草ハイキングのご案内

被保険者とそのご家族のみなさまの健康保持・増進を目的に薬草ハイキングを開催します。身近な自然と植物に目を向け心身ともにリフレッシュしませんか。皆様のご参加をお待ちしております。



県南地区

と き／平成26年5月10日(土)
 ところ／西海市西海町 伊佐ノ浦公園
 集合場所／午前9時20分(長崎市城栄公園)
 大型バス送迎
 帰着時間／午後4時頃
 募集定員／40名(定員になり次第締め切ります)

県北地区

と き／平成26年5月17日(土)
 ところ／平戸市生月町大バエ灯台周辺
 集合場所／午前9時20分(西肥バス佐世保駅前バスセンター)
 大型バス送迎
 帰着時間／午後4時頃
 募集定員／40名(定員になり次第締め切ります)

【準備するもの】 弁当・飲み物・採取用具・筆記用具・雨具等各自必要なもの
 服装は動きやすい軽装で。小雨決行。

下記参加申込書(コピー可)にご記入いただきFAXでお申込みください

薬草ハイキング 参加申込書

希望地区	1. 県南(西海市) 2. 県北(平戸市)	※○印を付してください。
事業所名		☎
参加者氏名	〒 -	☎ 携帯
住 所	氏名	
電 話 番 号	〒 -	☎ 携帯
携 帯 番 号	氏名	
	〒 -	☎ 携帯
	氏名	

※締切後、詳細についての案内文書を郵送します。

初任者・社会保険事務講習会

社会保険制度の概要健康保険と年金の適用・給付に関する事務手続きについて、初任者・新任者等の社会保険事務担当者を対象とした講習会です。



開催日	会 場	定 員
平成26年7月 8日(火)	諫早市商工会館(諫早市高城町)	100名
平成26年7月16日(水)	長崎県市町村会館(長崎市栄町)	100名
平成26年7月22日(火)	アルカスSASEBO(佐世保市三浦町)	100名

受付 13:00 終了 16:00 ※各会場共通

参加費 無料(非会員事業所の方は資料代等として3,000円負担ください)

お申込 申込書をご記入いただき下記までFAXでお申し込みください。

初任者・社会保険事務講習会 参加申込書

※希望会場に○を付してください。

参加希望会場	1. 諫 早 2. 長 崎 3. 佐世保
参加者氏名	※複数参加も可
事業所名	
事業所の所在地	〒 - 電話

お申し込み先
お問い合わせ先

一般財団法人 長崎県社会保険協会 〒852-8118 長崎市松山町4-52 囲本社ビル5階

長崎県社会保険協会 検索

☎ 095-844-7120 FAX 095-843-0449

平成26年度の事業計画及び予算案が承認されました

当協会の理事会が開催され、平成26年度の事業計画と収支予算案について承認可決されました。主な事業計画の内容と収支予算は次のとおりです。

1 社会保険制度の普及発展を図るための啓発事業

- ① 広報誌「社会保険ながさき」を作成し配布する。
- ② 社会保険事務担当者の講習会を開催する。
- ③ 年金シニアライフセミナーを開催する。
- ④ 新規適用事業所に対し、社会保険制度の解説及び社会保険事務の手引き等の冊子を配布する。
- ⑤ 社会保険の振興に必要と認められる事業を行う。

2 被保険者等の福利増進及び健康の保持増進に関する事業

- ① 事業所において、保健師、管理栄養士、健康運動指導士等による健康指導講習会を実施する。
- ② 事業主及び被保険者等の健康の保持増進に関する事業を実施する。
(薬草ハイキング、健康ウォーキング、ボウリング大会、グラウンドゴルフ大会、ソフトバレーボール大会、フォークダンス教室、施設利用補助等)

3 各種団体との協調に関する事業

(社)全国社会保険協会連合会並びに日本年金機構県内年金事務所、全国健康保健協会長崎支部、全国社会保険委員会連合会等の事業運営に協力する。また、長崎県社会保険委員会を支援、助成し委員会活動及び委員活動の推進に寄与する他、本協会の事業運営に必要と認められる事業を実施する。

4 SCN健康文化センター事業

- ① 健康と生きがいづくりのための講座を開設する。
また、広く地域住民の福利向上に寄与する館
- ② 外講座を開設する。
広報活動を積極的に行い受講生確保に努める。

保健師
による

健康相談室

川棚大崎温泉「しおさいの湯」

第2・第4日曜日
11:30~14:00

無料

平成26年度 収支予算書

平成26年4月1日~平成27年3月31日
(単位:千円)

科 目	本 年 度 予 算		
	一般会計	SCN健康文化センター	会 計
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
① 基本財産運用益	1	0	1
② 特定資産運用益	1	0	1
③ 受取会費	48,600	0	48,600
④ 事業収益	0	67,200	67,200
⑤ 雑収益	174	349	523
経常収益計	48,776	67,549	116,325
(2) 経常費用			
① 事業費	31,465	73,606	104,531
② 管理費	9,182	0	11,442
経常費用計	40,647	73,606	114,253
当期経常増減額	8,129	▲6,057	2,072
2. 経常外増減の部	0	0	0
当期一般正味財産増減額	8,129	▲6,057	2,072
一般正味財産期首残高	46,629	24,848	71,477
一般正味財産期末残高	54,758	18,791	73,549
II 指定正味財産の部	0	0	0
III 正味財産期末残高	54,758	18,791	73,549



温泉で心も体もリフレッシュ!

川棚大崎温泉 しおさいの湯 ☎0956-82-6868

※上記施設へ300円を添えて施設の窓口に提出してください。一人1枚のみ利用できます。
※利用期限:平成27年3月31日 ※FAXでお申込みください。後日利用券を郵送します。

温泉利用券申込書

事業所名	TEL	
	健康保険の記号番号	
被保険者数	〒	-
	名	担当社名

※このお申込書にご記入いただいた個人情報は、本事業の運営およびそれに関するご連絡・ご案内以外に使用致しません。

お申し込み先 一般財団法人 長崎県社会保険協会 長崎県社会保険協会 検索

〒852-8118 長崎市松山町4-52 囲本社ビル5階

FAX 095-843-0449 ☎095-844-7120

平成26年度社会保険 協会費納入のお願い

社会保険協会の事業運営につきましては、平素よりご理解を賜り厚く御礼申し上げます。
平成26年度の協会費の納付書を同封しておりますので納入につきまして、格別のご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

社保川柳

選評 川口寿男 今月のお題

声

第一位
成長を耳で感じる声がわり

佐世保 朝永真悠子

「評」性格は父親と同じくらいになり、声も男らしい声になって運しさを声変わりでも実感するもので、電話でも父親と間違えられることもままあるとのこと。成長に目を細められている様子が手に取るようです。

第二位

ありがとうそのひと声に労も癒え

佐世保 神戸 一明

「評」労をねぎらう「ありがたう」の言が素直には口から出ないもので心の癒しが体も癒してくれ、人の世で忘れてはならない心がけとしてそれを表すひと言でしょう。

第三位

被災地へ声張りあげる募金箱

長崎 岡 智英子

「評」東北大地震はもう丸三年になりますが、復興は遅々と進んでいるところも多いようで、ハードの不足だけでなく被災地の人の心のストレスも強いと聞きます。息の長い支援が物心両面で欠かれないでしょう。

佳作

声かけが高齢世帯元気づけ

雲 仙 阿比留五十八

遠い耳つい大声の若い二人

佐々 江田 靖子

わだつみの声に聞き取る平和の灯

松浦 井元 定子

何事も妻一言で丸くする

波佐見 神近マサエ

うぶ声を聞いて安堵の笑みこぼれ

諫 早 江口 雅子

元少女声を掛け合い雛の宴

長崎 麻生 郁子

声かけの向こう三軒遠くなり

佐世保 喜多 和子

起きんかと夜明けを告げる鶏の声

長崎 井上 澄江

声を掛け振り向く妻の頬に指

諫 早 柏 巖

ノーという声が出せない気の弱さ

波佐見 神近美佐子

耳澄まし声なき声を聴く政治

佐世保 国松 仁志

声掛けで一人暮らしに安心を

佐世保 多久島 忠

緊張に声が震える面接日

大村 溝口 益代

泣き声でベビーの気持ち解る母

長崎 中村 欽光

温暖化嘆く地球の声がする

諫 早 小田庄之助

裏声を出して見合いの猫被り

佐世保 田中 広子

オレオレと言っても声はオレじゃない

島原 松田 信子

ありがとうそのひと声に労も癒え

佐世保 神戸 一明

限度よとママはひと声添えて注ぎ

選者の句

川柳の応募規定

次の題「走る」

応募用紙 八方キ（川柳は3句以内）

締め切り 平成26年5月5日必着

発表 平成26年6月7日号紙上

宛 先 〒851-1811

長崎市松山町四番五十一号（四本社ビル五階）

一般財団法人長崎県社会保険協会

賞品贈呈 入選3席に記念品を贈呈します

平成26年5月・6月 出張年金相談所のご案内

各年金事務所では、出張年金相談所を開設しています。どうぞご利用ください。

※は、予約制です。予約に関しましては、市町窓口にお問い合わせください。ただし、西海市、平戸市、松浦市、杵岐市、対馬市の予約受付は管轄年金事務所にお申し込みください。

●相談においての際は、年金証書、振込通知書、年金手帳、被保険者証など、ご本人であることを確認できるものを必ずお持ちください。
●代理の方が相談を受けられる場合は、委任状、印鑑及び本人確認ができる身分証明書（運転免許証等）が必要です。

長崎県の社会保険事業概要	事業所数 (船舶所有者数)	被保険者数	平均標準 報酬月額
平成26年1月現在			
協会けんぽ	19,664	252,072	244,040
船員保険	250	2,859	348,852
厚生年金保険	19,813	275,443	244,203

長崎南年金事務所 〒850-8533 長崎市金屋町3-1 ☎095-825-8707				
開設日	時間	予約	市町名	場所
5月15日(木)	9:00~15:00	*	新上五島町	新上五島町石油備蓄記念会館
16日(金)	9:00~12:00	*	新上五島町	若松支所 会議室
16日(金)	9:00~15:00	*	新上五島町	奈良尾支所 相談室
22日(木)	9:00~16:00	*	五島市	五島市役所 会議室
23日(金)	9:00~15:00	*	五島市	五島市役所 会議室
6月12日(木)	14:00~17:00	*	五島市	奈留支所 2階 会議室
13日(金)	9:00~11:00	*	五島市	奈留支所 2階 会議室
19日(木)	9:00~16:00	*	五島市	五島市役所 会議室
20日(金)	9:00~15:00	*	五島市	五島市役所 会議室
27日(金)	9:00~15:00	*	新上五島町	有川総合文化センター

長崎北年金事務所 〒852-8502 長崎市稲佐町4-22 ☎095-861-1387				
開設日	時間	予約	市町名	場所
5月 8日(木)	11:00~15:00	*	西海市	大島総合支所 会議室
14日(水)	13:30~17:00	*	対馬市	美津島地域活性化センター 別館 2階
15日(木)	9:00~17:00	*	対馬市	対馬市役所 別館 会議室
22日(木)	9:00~17:00	*	杵岐市	勝本庁舎 会議室
23日(金)	9:00~14:00	*	杵岐市	勝本庁舎 会議室
6月 5日(木)	11:00~15:00	*	西海市	西海保健センター
18日(水)	14:00~17:00	*	対馬市	峰地域活性化センター
19日(木)	9:00~17:00	*	対馬市	上対馬総合センター
26日(木)	9:00~17:00	*	杵岐市	芦辺庁舎 会議室
27日(金)	9:00~14:00	*	杵岐市	芦辺庁舎 会議室

佐世保年金事務所 〒857-8571 佐世保市稲荷町2-37 ☎0956-34-1145				
開設日	時間	予約	市町名	場所
5月13日(火)	10:00~15:00	*	平戸市	生月支所
27日(火)	10:00~15:00	*	平戸市	平戸市役所
29日(木)	10:00~15:00	*	松浦市	松浦市役所
6月12日(木)	11:00~15:00	*	松浦市	鷹島支所
17日(火)	10:00~15:00	*	平戸市	平戸市役所
26日(木)	10:00~15:00	*	松浦市	松浦市役所

諫早年金事務所 〒854-8540 諫早市栄田町47-39 ☎0957-25-1663				
開設日	時間	予約	市町名	場所
5月 7日(水)	10:00~15:00	*	波佐見町	波佐見町役場 相談室
14日(水)	10:00~15:00	*	南島原市	西有家庁舎 相談室
21日(水)	10:00~15:00	*	島原市	島原市役所 市民窓口サービス課ロビー
28日(水)	10:00~15:00	*	島原市	島原市役所 市民窓口サービス課ロビー
6月 4日(水)	10:00~15:00	*	川棚町	川棚町中央公民館 集会所
11日(水)	10:00~15:00	*	南島原市	口之津支所 会議室
18日(水)	10:00~15:00	*	島原市	島原市役所 市民窓口サービス課ロビー
25日(水)	10:00~15:00	*	南島原市	布津支所 会議室